

日銀市第68号

2026年6月1日

金融調節等入札連絡事務についての

日銀ネット利用先

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワーク
システムの利用に関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」および「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」を本年6月30日限りで廃止することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本年7月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネット
ワークシステムの利用に関する規則」中一部改正

- 第1条中、第10号を削り、第11号を第9号の2とし、第11号の2を第9号の3とし、第11号の3を第9号の4とし、第11号の4を第9号の5とし、第11号の5を第9号の6とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

- 第4条第1項中、第10号を削り、第11号を第9号の2とし、第11号の2を第9号の3とし、第11号の3を第9号の4とし、第11号の4を第9号の5とし、第11号の5を第9号の6とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。